

西宮市鳴尾浜臨海公園南地区の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市鳴尾浜臨海公園南地区について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市鳴尾浜臨海公園南地区（市道鳴第448号線より北側並びに西宮市植物生産研究センター花工房及びリゾ鳴尾浜を除く。）

（西宮市鳴尾浜3丁目）

2 指定管理者として指定した団体

パークマネジメント鳴尾浜

大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

株式会社日比谷アメニス 大阪支店

支店長 藤原圭介

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 施設の行為の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。
- (2) 施設の利用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。
- (3) 施設の利用の制限に関する事務を行うこと。
- (4) 施設の使用料の徴収に関する事務を行うこと。
- (5) 施設の使用料の還付及び減免に関する事務を行うこと。
- (6) 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (7) その他施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで